

- ▶ 原子力緊急事態宣言発出後、国、2県6市等でオフサイトセンターに、原子力災害合同対策協議会を組織
- ▶ 協議会では、関係機関の情報共有、各機関が実施する応急対策の確認、各機関の業務の調整、対応方針の決定事項の各機関への連絡等を実施

原子力災害合同対策協議会

全体会議 関係者の情報共有、相互協力のための調整 (議事をオフサイトセンター内の関係者に公開)

- ・オフサイトセンター内の情報共有
- ・各機関が実施する緊急事態応急対策の確認
- ・緊急事態応急対策に係る関係機関の業務の調整
- ・緊急事態対応方針決定事項の各機関への連絡
- ・各班からの緊急事態対応方針の実施状況報告、確認
- ・緊急事態応急対策実施区域の拡張、縮小、緊急事態解除宣言等について国の対策本部への提言

機能グループ

総括班

- オフサイトセンターの運営・管理
- 協議会運営
- 班間連絡・調整
- 国本部、県・市本部等との連絡・調整

広報班

- 報道機関への対応
- 国本部、県・市本部等との情報共有
- 住民からの問い合わせ等への対応

運営支援班

- オフサイトセンターの環境整備
- 各種通信回線の確保
- 参加者の食料等の確保

医療班

- 被災者の医療活動の調整
- スクリーニング、除染、緊急被ばく医療に関する情報収集
- 緊急被ばく医療に係る基準の策定、実施に係る調査

放射線班

- 緊急時モニタリング結果等の収集・整理
- 除染等に関する企画立案

プラントチーム

- 事故情報の把握および進展予測
- プラントの状況に関する情報提供

実動対処班

- 実動省庁又は官邸実動対処班等との連絡・調整

住民安全班

- 避難指示、区域設定、管理に係る調整
- 住民避難状況に係る情報収集
- 輸送に係る調整

構成員

事務局長：内閣府大臣官房審議官
(原子力防災担当)

都道府県災害対策本部長等
〔島根県知事、鳥取県知事〕

市町村の災害対策副本部長等
〔松江市副市长〕

都道府県警察・消防機関の代表者から権限を委任された者
〔島根県警、鳥取県警、松江消防本部〕

原子力事業者の代表者から権限を委任された者
〔中国電力〕

指定公共機関の代表者から権限を委任された者

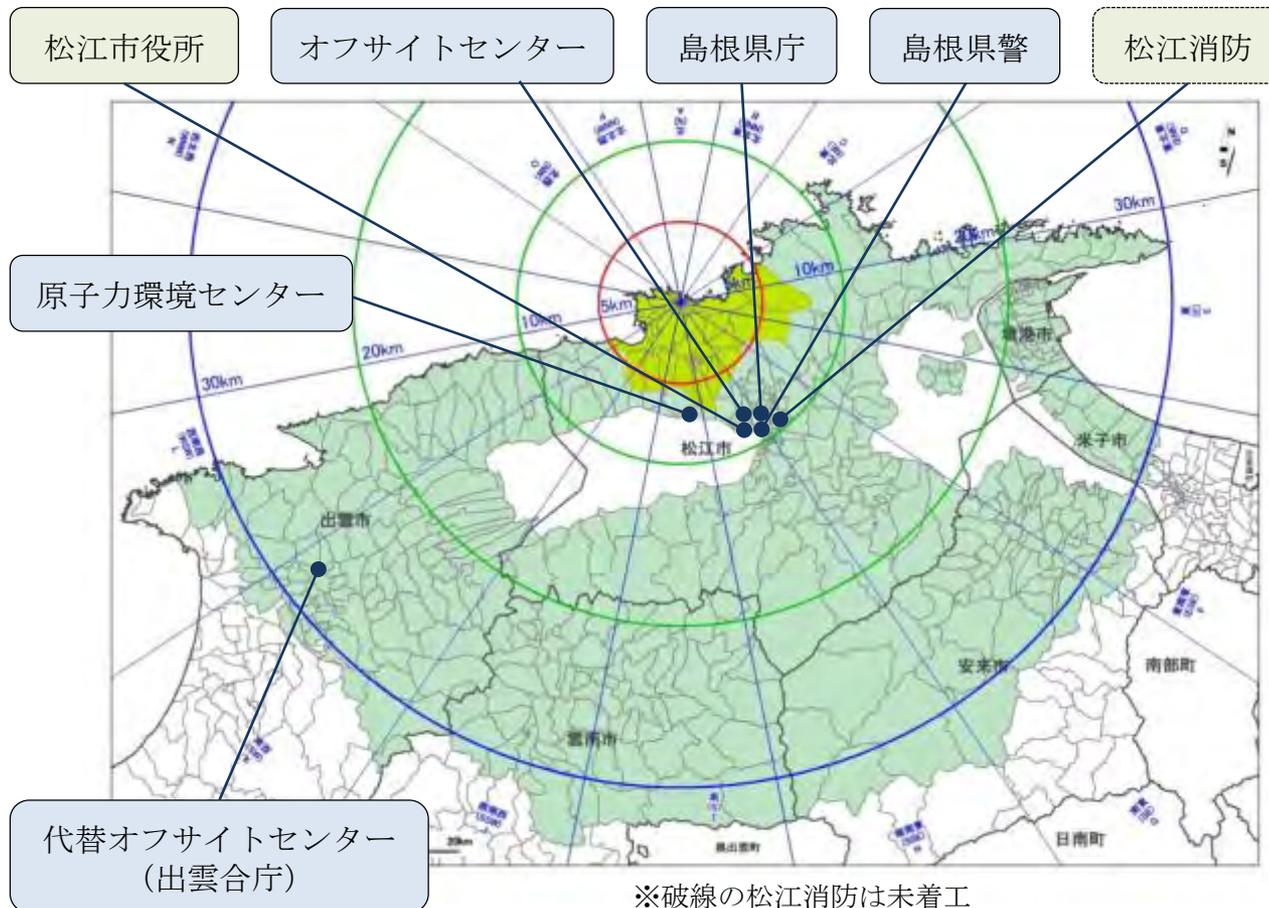
学識経験者等原子力防災の専門家

現地本部員その他の職員
〔自衛隊地方協力本部、第八管区海上保安本部、松江地方気象台〕

防災拠点の放射線防護対策

- 原子力防災業務を行う防災拠点が設置されている地域に、一時移転の指示が出された場合でも、一定期間、安全に業務を継続することができるように、防災拠点施設には放射線防護対策を実施
- 放射線防護対策として、施設の陽圧化、気密性の向上、入退室管理室の設置などの工事を実施
- 島根地域においては、島根県庁、オフサイトセンター（島根県原子力防災センター及び島根県職員会館）、島根県原子力環境センター、代替オフサイトセンター（島根県出雲合同庁舎）、松江市役所、島根県警察本部で放射線防護対策を実施

放射線防護対策整備済防災拠点



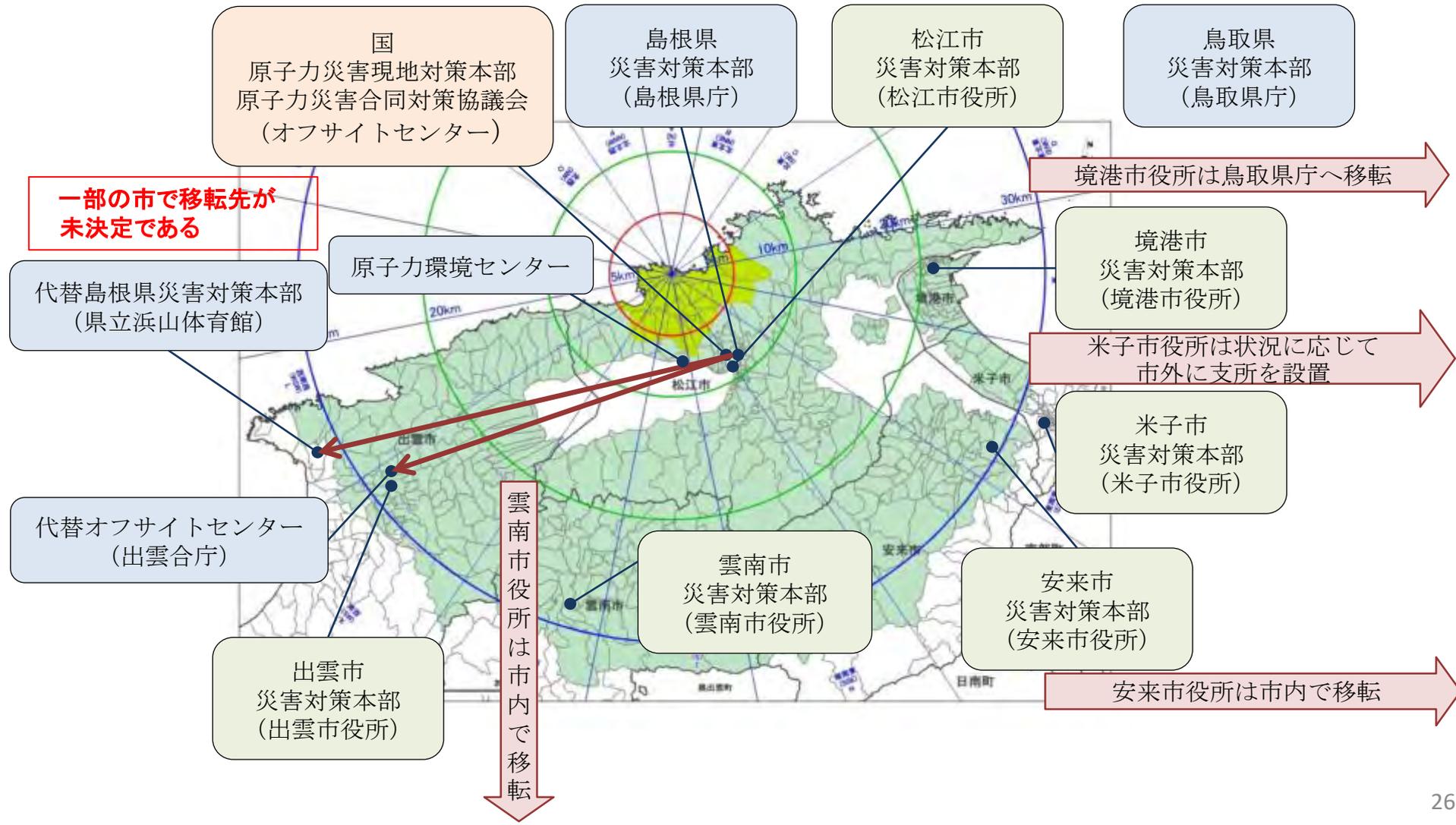
オフサイトセンターに設置された非常時外気取り入れユニット



島根県庁に増築された非常時外気取り入れユニットの格納建屋

県庁等行政機能の移転及び業務の継続性の確保

- ▶ 県庁、市役所が所在する地域に一時移転指示が出された場合、住民の一時移転等を優先した上で、行政機能をあらかじめ定められた施設へ移転
- ▶ 住民の一時移転後も継続する必要がある業務については、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、移転先において継続して実施



国の職員・資機材等の緊急搬送

- 施設敷地緊急事態発生 の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員をオフサイトセンター及び島根県庁等に派遣するとともに必要な資機材の緊急搬送を実施
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施



他の地方公共団体からの応援

▶ 原子力災害が発生した場合、国からの支援とは別に、他の地方公共団体から支援を受けるため、協定を締結

(主な5つの協定)

他の団体等との協定について調査予定

⑦原子力災害時等における広域避難に関する協定（平成26年5月28日）

【締結】

広島県・岡山県・島根県

【支援内容】

- ①避難者の受入れ
- ②避難所等の開設、運営体制移行するまでの避難所等の運営及び避難者の誘導等
- ③避難所等の運営等に必要となる人員及び物資の確保
- ④スクリーニング等の実施
- ⑤前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

⑦中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

【締結】

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【支援内容】

- ①食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- ②被害者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要物資及び資器材の提供
- ③避難、救援、火災、救急活動等に必要車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- ④医療、救援、応急復旧等に必要医療職、技術職等の職員派遣
- ⑤避難者を受け入れるための施設の提供
- ⑥前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

⑦全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成24年5月18日）

【支援】

- ①人的支援及び斡旋
 - ・救助及び応急復旧等に必要要員
 - ・避難所の運営支援に必要な要員
 - ・支援物資の管理等に必要要員
 - ・行政機能の補完に必要な要員
 - ・応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋
 - ②物的支援及び斡旋
 - ・食料、飲料水及びその他生活必需物資
 - ・応急復旧に必要な資機材及び物資
 - ・救援及び救助活動に必要な車両、船艇等
 - ③施設又は業務の提供及び斡旋
 - ・ヘリコプターによる情報収集
 - ・傷病者の受入れのための医療機関
 - ・被災者を一時収容するための施設
 - ・火葬場、ゴミ・し尿処理業務
 - ・仮設住宅用地
 - ・輸送路の確保並びに物資調達及び輸送調整の支援
 - ④その他特に要請のあったもの
- ⑦原子力災害時の相互応援に関する協定（平成13年1月31日）

【締結】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【支援内容】

- ①原子力防災資機材の提供
 - ・緊急時モニタリング資機材
 - ・原子力防災活動資機材
 - ・緊急時医療資機材
- ②職員の派遣
 - ・緊急時モニタリング関係職員
 - ・緊急時医療関係職員
 - ・その他災害対策関係職員



5. 住民等への情報伝達体制

<対応のポイント>

正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。情報伝達に当たっては、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。

住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

住民等への情報伝達体制

- 防護措置（避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、島根県、鳥取県及び関係市に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供
- 関係市は、防災行政無線、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達
- 障がい者、外国人、観光客等要配慮者への情報伝達にも留意

市

提供される情報の内容

- ・発電所の状況
- ・放射性物質の放出の有無
- ・モニタリング結果
- ・住民のとるべき行動 等

防災行政無線

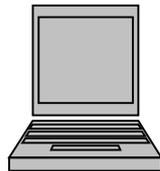
屋外拡声子局



(戸別受信機) 屋内告知端末



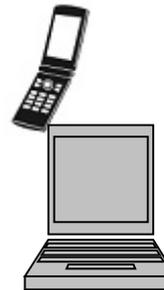
市 ホームページ



ツイッター (松江市の例)



防災メール



緊急速報 メール (エリアメール)



ケーブル テレビ



広報車



住民

- ・障がい者の種別に留意して音声情報や文字情報等を組み合わせて提供
- ・エリアメールは、エリア内であれば観光客や外国人も受信可能



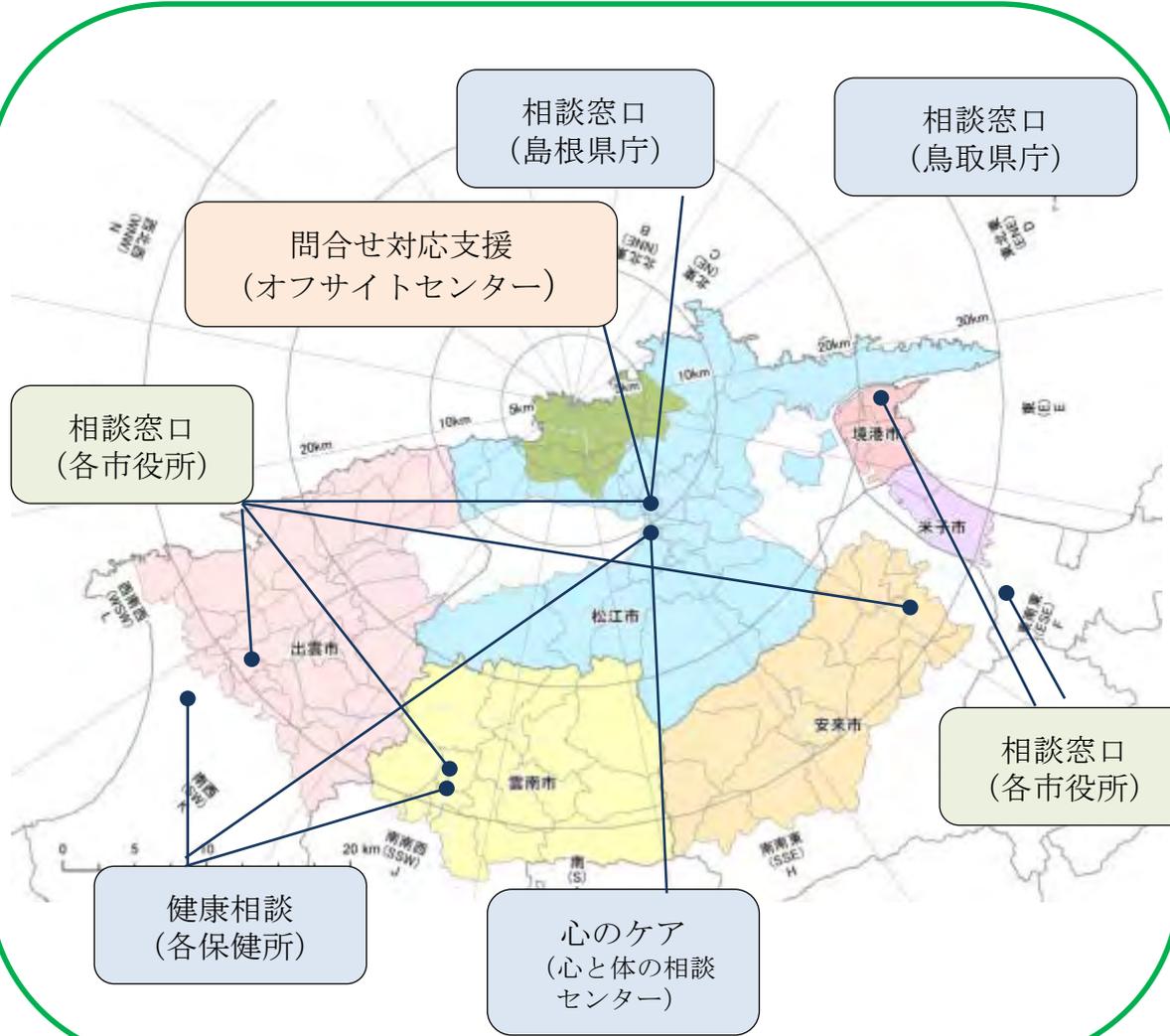
住民相談窓口の設置

- 原子力規制庁は、一般からの問合せに対するコールセンターを設置
- 県及び関係市は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口等を設置
- 県では専用の臨時電話を開設して職員を配置し、Q&Aを準備して対応
- オフサイトセンターでは、県及び関係市の問合せ対応を支援

各県各市の対応を要確認

相談窓口の種類

- ① 総合相談
- ② 住宅全般
- ③ 放射線
- ④ 生活資金
- ⑤ 農林水産業
- ⑥ 経営・労働
- ⑦ 学校教育
- ⑧ 健康や育児
- ⑨ 被災者への損害賠償請求（中国電力株）



6. 区域別・対象者別の防護措置 と広域避難等

<対応のポイント>

学校においては、帰宅に支障がある場合を除いて児童・生徒を帰宅させ、家庭において保護者とともに避難に備えることを原則とする（PAZ、UPZ共通）。

PAZ内においては、全面緊急事態に至った時点で即時避難。ただし、避難よりも屋内退避が優先される場合には屋内退避を実施する。

UPZ内においては、OIL2（ $20\mu\text{Sv/h}$ ）を超える区域を1日以内を目途に特定し、1週間程度内に一時移転を実施する。

事態の進展と区域別・対象者別防護措置

地区	対象者	対象者数 (人)	警戒事態 EAL 1	施設敷地緊急事態 EAL 2	全面緊急事態 EAL 3	早期防護措置 OIL 2	
P A Z 概ね 5 km 内	一般住民			避難準備 安定ヨウ素剤服用準備	避難 安定ヨウ素剤服用※2	—	
	避難行動 要支援者	児童生徒	1,923 (再掲)	保護者の元に帰宅	(学校に残っている場合は緊急退避所へ移動)	(災害対策本部の指示に従い避難)	—
		即時避難困難者		屋内退避準備	屋内退避※1	(屋内退避済)	—
		入院患者	施設敷地 緊急事態 要避難者	避難準備	避難	(避難済)	—
		施設入所者		避難準備	避難	(避難済)	—
		在宅者		避難準備	避難	(避難済)	—
		安定ヨウ素剤服用不適切者 3歳未満の乳幼児及び保護者		避難準備	避難	(避難済)	—
U P Z 概ね 5 km ～ 30km 内	一般住民			屋内退避準備	屋内退避	一時移転 (安定ヨウ素剤服用) ※2	
	避難行動 要支援者	児童生徒		保護者の元に帰宅	(学校に残っている場合は引続き帰宅を進める)	(災害対策本部の指示に従い屋内退避)	(保護者と共に一時移転)
		即時避難困難者			屋内退避準備	屋内退避	一時移転 (安定ヨウ素剤服用) ※2
		入院患者			屋内退避準備	屋内退避	一時移転 (安定ヨウ素剤服用) ※2
		施設入所者			屋内退避準備	屋内退避	一時移転 (安定ヨウ素剤服用) ※2
		在宅者			屋内退避準備	屋内退避	一時移転 (安定ヨウ素剤服用) ※2
U P Z 外	全住民	—			事態の進展に応じ 屋内退避	一時移転 (安定ヨウ素剤服用) ※2	

放射性物質放出

(用語の補足説明) 即時避難困難者：避難又は一時移転することにより健康リスクが高まる入院患者や施設入所者等

緊急退避所：バス等によるピストン輸送が可能で保護者への引き渡しが行いやすい大規模施設（松江市総合体育館等）

※1 即時避難困難者は放射線防護施設において避難に必要な準備が整うまで屋内退避、適切な搬送体制の確保を待って避難

※2 安定ヨウ素剤の服用については、原子力規制委員会が判断し、原子力災害対策本部又は県・市が指示を出す